

長野市版子ども・子育て会議について

1 趣 旨

- (1) 平成 24 年 8 月、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とした「子ども・子育て支援法」等子ども・子育て関連 3 法が成立・公布されました。
- (2) 「子ども・子育て支援法」においては、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、子ども・子育て支援施策の推進及び保育所等の利用定員の設定等に関する意見聴取のため、審議会その他合議制の機関(地方版子ども・子育て会議)を置くよう努めることとされています。

2 国の考え方

地方版子ども・子育て会議は、施設や事業の垣根を越えて、地域の子育てニーズを一連の政策プロセスに反映させる上で重要な役割を果たすものであることから、次に掲げる項目に留意し、できるだけ設置してほしいとの意向です。

(1) 会議の構成について

教育・保育・子育て支援の 3 本柱を中心とするバランスに配慮し、かつ、子育て当事者の参画に配慮した構成とする。

(2) 既存の審議会等の活用について

地方社会福祉審議会等を活用することは可能である。但し、子ども・子育て支援法第 77 条の合議制の機関として条例で位置付ける必要がある。

3 本市の考え方

国が望ましいとしている当該会議の構成に極めて近いことから、**長野市版「子ども・子育て会議」については、既存の「長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」を活用したい**と考えます。

4 今後の主なスケジュール(案)

- (1) H25. 5. 31 児童福祉専門分科会
 - ・子ども・子育て支援新制度本格施行に向けての準備について 他
- (2) H25. 9. 9 月市議会定例会
 - ・長野市社会福祉審議会条例改正の上程、議決
- (3) H26. 1. 児童福祉専門分科会
 - ・事業計画策定のためのニーズ調査結果報告
 - ・事業計画の概要(枠組み)等の検討 他
- (4) H26. 4. 児童福祉専門分科会委員改選
- (5) H26. 8. 児童福祉専門分科会
 - ・事業計画案の決定

※児童福祉専門分科会は、必要に応じ、適宜開催してまいります。